

五 管 区 水 路 通 報

第 5 号

- 第 49項 大阪湾 - 阪南港、第1区 流速計設置
- 第 48項 四国南岸 - 牟岐港東方 灯台復旧
- 第 47項 本州南岸 - 潮岬西南西方 射撃訓練
- 第 46項 紀伊水道 - 和歌山下津港、海南区、第1区 験潮所等撤去
- 第 45項 四国南岸 - 蒲生田岬西南西方 魚礁設置
- 第 44項 四国南岸 - 日和佐港 魚礁設置
- 第 43項 四国南岸 - 甲浦港北東方 魚礁設置

2026年49項 大阪湾 - 阪南港、第1区 流速計設置

岸和田航路付近において、流速計が水中(海面下1m及び海底面上1m)に設置される。

期 間 令和8年2月10日～26日

位 置 下記2地点付近

(1) 34-30-42N 135-22-14E

(2) 34-29-10N 135-22-14E

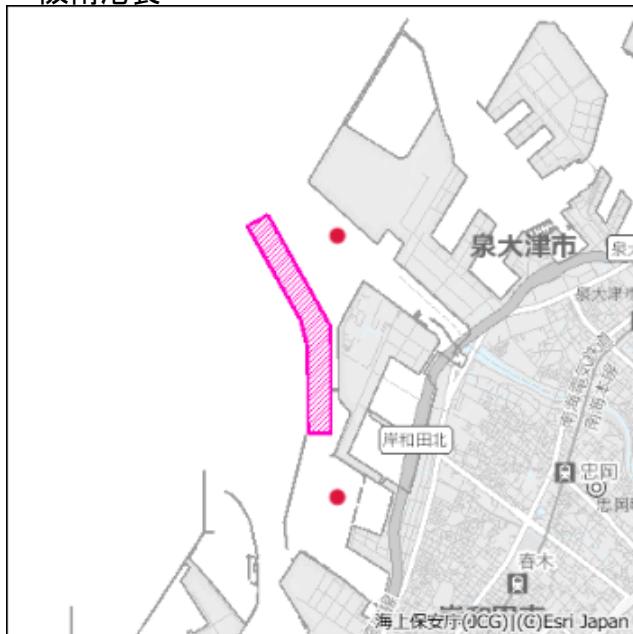
備 考 流速計位置を明示する旗、灯付浮標(黄)及びレーダーレフレクタを設置

流速計の設置及び回収は潜水士・作業船による作業

潜水作業時は警戒船を配備

海 図 W1110-W1141-W1103

出 所 阪南港長



2026年48項 四国南岸 - 牟岐港東方 灯台復旧

五管区水路通報7年50号430項削除

牟岐港古牟岐東防波堤灯台(灯台表第1巻3008.5)(33-39.8N 134-26.5E)の改修工事は完了した。

海 図 W59-W77(JP共)

出 所 徳島海上保安部



2026年47項 本州南岸 – 潮岬西南西方 射撃訓練

潮岬西南西方において、航空機による射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年2月20日 1500~2400

区 域 33-19.2N 135-19.1Eを中心とする半径5海里の円内

海 図 W77(JP共)

出 所 五本部警備救難部



2026年46項 紀伊水道 – 和歌山下津港、海南区、第1区 駿潮所等撤去

諏訪崎において、海図記載の駿潮所及びBMは撤去された。

位 置 34-08-39N 135-11-29E 付近

海 図 W1145

出 所 五本部海洋情報部



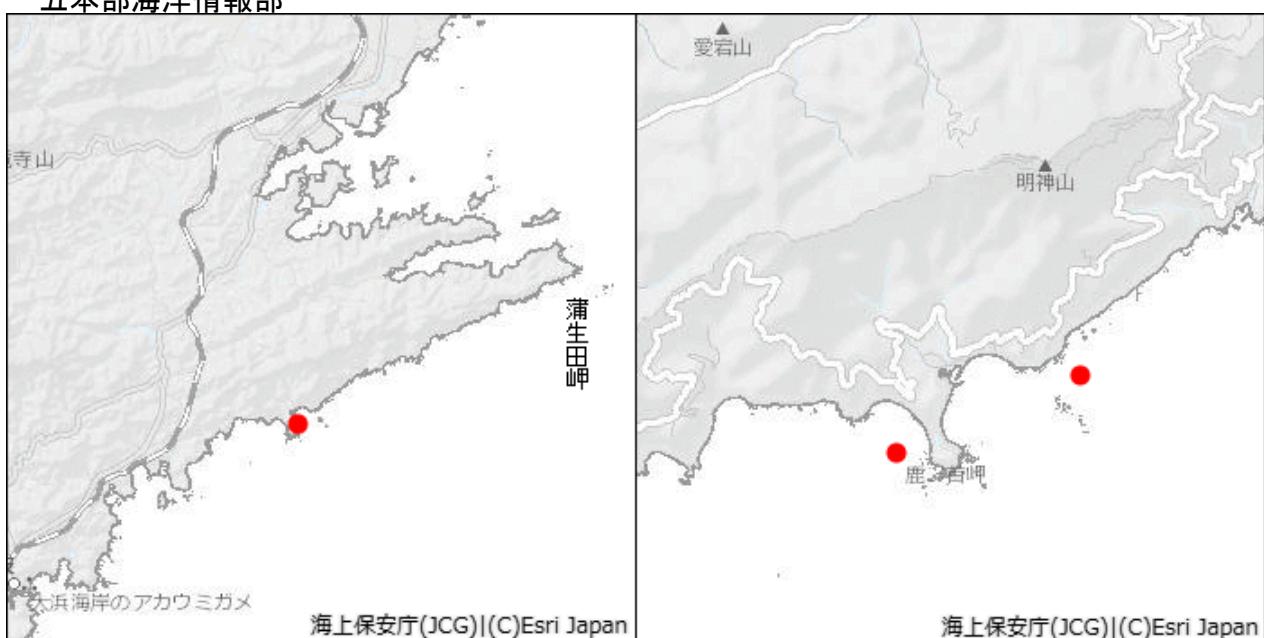
2026年45項 四国南岸 – 蒲生田岬西南西方 魚礁設置

鹿ノ首岬付近において、コンクリートブロック魚礁(約0.6m四方 × 高さ約0.5m)が設置された。

区 域 下記2地点付近

- (1) 33-47-18.7N 134-39-14.0E
- (2) 33-46-56.8N 134-38-11.5E

備 考 (1)36基設置、(2)64基設置
海 図 W15OC–W77(JP共)
出 所 五本部海洋情報部



2026年44項 四国南岸 – 日和佐港 魚礁設置

日和佐港において、コンクリートブロック魚礁(約0.6m四方 × 高さ約0.5m)が100基設置された。

区 域 33-44-08.7N 134-32-55.2E 付近

海 図 W1459

出 所 五本部海洋情報部



2026年43項 四国南岸 – 甲浦港北東方 魚礁設置
那佐港において、鋼製魚礁(約0.8mの立方体)が100基設置された。

区 域 33-35-10.1N 134-21-17.9E 付近

海 図 W59

出 所 五本部海洋情報部

